

工事内容確認チェックシート(中間・竣工)

申請者名

工事監理者名

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名してください。)
(申請者が工事監理者と同一の場合は工事監理者欄の記名は不要です。)

私は、中間現場検査又は竣工現場検査の申請に当たり次表の基準について適合していることを確認しました。

基準項目		該当工法			基準の概要 (あくまで概要ですので、工事内容の確認に当たっては、機構承認住宅（設計登録タイプ）の承認内容をよくご覧ください。)	中間 確認欄	竣工 確認欄	備考
		木質系	鉄鋼系	系リコント		☒	☒	
接道		☐	☐	☐	・原則として一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。	☐	☐	
住宅の規模		☐	☐	☐	・住宅の1戸当たりの床面積が70㎡以上であること。 ・併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。	☐	☐	
住宅の規格		☐	☐	☐	・原則として2以上の居住室並びに炊事室、便所及び浴室があること。	☐	☐	
戸建型式		☐	☐	☐	・木造の住宅の場合は、一戸建て又は連続建てであること。	☐	☐	
断熱構造		☐	☐	☐	(省エネルギー基準適合仕様シートが有る場合) ・省エネルギー基準適合仕様シートに定められたとおりであること。 (省エネルギー基準適合仕様シートが無い場合) ・断熱材の施工箇所、厚さ等が、基準に定められたとおりであること。 ・繊維系断熱材等を使用した場合は、防湿措置を講ずること。	☐	☐	
土台 (外壁に接する土台を 木造とする場合)		☐	－	－	・耐久性の高い樹種を使用するかK3相当以上の防腐・防蟻処理を行うこと。 (北海道、青森県はK2相当以上の防腐処理)	☐	☐	
		☐	－	－	・土台に接する外壁の下端には水切りが設けられていること。	☐	☐	
換気設備の設置		☐	☐	☐	・住宅の炊事室、浴室及び便所には次に掲げるいずれかの設備を設けていること。 ア 機械換気設備 イ 換気のできる窓	－	☐	
配管設備の点検		☐	☐	☐	・炊事室に設置される給排水その他の配管設備(配電管・ガス管を除く)が仕上げ材等により隠されている場合は、配管設備を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を仕上げ材等に設けること。	－	☐	
区画		☐	☐	☐	・住宅相互間等の区画は、原則として耐火構造又は1時間準耐火構造の界壁・界床で区画すること(連続建て及び重ね建てに限る。) ・併用住宅の場合は、住宅部分と非住宅部分を壁、建具等により区画すること。	☐	☐	
準耐火・耐火火・	主要構造部を耐火構造とした住宅又は準耐火構造の住宅の場合	☐	☐	☐	・構造に応じた適合仕様シートに定められたとおりであること。 (耐火構造適合仕様シート、イ準耐火(1時間)構造適合仕様シート、イ準耐火(45分)構造適合仕様シート、ロ準耐火構造適合仕様シート又は省令準耐火構造適合仕様シートのいずれか)	☐	☐	
木造(外・耐火性あり)	主要構造部を耐火構造とした住宅及び準耐火構造の住宅以外の住宅の場合	☐	☐	☐	・耐久性基準適合仕様シートに定められたとおりであること。	☐	☐	
フラット35Sの基準を適用する場合	フラット35S(金利Bプラン)	省エネルギー性	☐	☐	次のいずれかに適合していること。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準(以下「評価方法基準」といいます。第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級4※及び5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級6の基準に適合していること。 ・評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上及び5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級4※又は5の基準に適合していること。	☐	☐	
		耐震性	☐	☐	次のいずれかに適合していること。 ・フラット35S(耐震性)適合仕様シートに定められたとおりであること。 ・評価方法基準第5の1-1に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の等級2以上の基準に適合していること。	☐	☐	
		バリアフリー性	☐	☐	次のいずれかに適合していること。 ・フラット35S(バリアフリー性)適合仕様シートに定められたとおりであること。 ・評価方法基準第5の9-1に定める高齢者等配慮対策等級(専用部分)の等級3以上の基準に適合していること。	－	☐	
		耐久性・可変性	☐	☐	次のいずれかに適合していること。 ・フラット35S(耐久性・可変性)適合仕様シートに定められたとおりであること。 ・(一戸建ての場合) 評価方法基準第5の3-1に定める劣化対策等級(構造躯体等)の等級3及び評価方法基準第5の4-1に定める維持管理対策等級(専用配管)の等級2以上の基準に適合していること。 ・(連続建て及び重ね建ての場合) 評価方法基準第5の3-1に定める劣化対策等級(構造躯体等)の等級3、評価方法基準第5の4-1に定める維持管理対策等級(専用配管)の等級2以上、評価方法基準第5の4-2に定める維持管理対策等級(共用配管)の等級2以上、評価方法基準第5の4-4に定める更新対策(住戸専用部分)の躯体天井高及び住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無に適合していること。	☐	☐	
	(金利Aプラン)	省エネルギー性	☐	☐	評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上及び5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級6の基準に適合していること。	☐	☐	
		耐震性	☐	☐	次のいずれかに適合していること。 ・フラット35S(耐震性)適合仕様シートに定められたとおりであること。 ・評価方法基準第5の1-1に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の等級3の基準に適合していること。 ・評価方法基準第5の1-3に定めるその他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)の免震建築物であること及び免震建築物の維持管理に関する基本的な事項が明らかになっていること。	☐	☐	
		バリアフリー性	☐	☐	次のいずれかに適合していること。 ・フラット35S(バリアフリー性)適合仕様シートに定められたとおりであること。 ・評価方法基準第5の9-1に定める高齢者等配慮対策等級(専用部分)の等級4以上の基準に適合していること。	－	☐	
	フラット35S(ZEH)		☐	☐	次の全てに適合していること。 ・評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)以上の基準に適合していること。 ・一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を用いずに建築物エネルギー消費性能基準に比べ2割以上削減されていること。 ・再生可能エネルギー利用設備が導入され、ZEHの区分に応じた一次エネルギー消費量の削減が図られていること。	－	☐	

注) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。

※ 断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4の基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に規定する建築物エネルギー消費性能基準に代えることができます。

【参考】 確認欄の凡例・・・「□」:確認(中間確認欄は、検査の実施時期までに確認した項目に☑してください)、「－」:確認不要